

修学旅行における健康管理について

1 健康調査の実施

参加者を対象に「修学旅行事前健康調査」を実施します。この調査結果および定期健康診断や日常の健康観察をもとに健康状態を把握し、病気の発生などを最小限にしたいと考えております。生徒と確認しながら保護者が記入し、捺印して提出してください。

2 健康相談および保健指導

相談は希望者および必要と思われる生徒を対象に養護教諭が個別に実施します。生徒の健康について相談のある方は遠慮なくお申し出ください。

3 事前の健康管理について

(1) 感染症予防対策

学校においては学校保健安全法に基づき、感染拡大防止策を講じます。旅行出発までの1週間以内にインフルエンザ等感染症に罹患した生徒、発熱などのインフルエンザ様症状のある生徒は旅行への参加を見合わせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症については別紙参照

(2) 慢性の病気や症状がある場合、または体調不良が続いている場合は、事前に医療機関（主治医）を受診され、旅行中の健康管理について指導を受けておくことが大切です。なお、旅行中の配慮事項など医師の所見を確認させていただく場合があります。

(3) 虫歯のある生徒は治療を済ませておいてください。

4 準備するもの

(1) 健康保険証または遠隔地保険証

(2) 医薬品や処方薬、マスク、カイロ、生理用品

※内服薬・外用薬にかかわらず、アレルギーや副作用などのトラブルを避けるため学校側では原則として医薬品を与えておりません。必要な薬は必ず各自で準備してください。

(頭痛薬、酔い止め薬、風邪薬、湿布等)

5 災害共済給付申請について

修学旅行中の傷病は、日本スポーツ振興センターへ災害共済給付申請が可能です。

(インフルエンザ等についても旅行中及び帰宅後1日までの受診に限り対象)